

学生復籍規程

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪河崎リハビリテーション大学 学生復籍規程

平成 30 年 3 月 26 日
大学規程第 12 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学学則（以下「学則」という。）第 23 条第 2 項に規定する学生の復籍について、必要な事項を定めるものとする。

(復籍の取扱い)

第 2 条 復籍できるのは、除籍の日の翌日から起算して 2 年以内で、かつ 1 回限りとする。

- 2 復籍日は、4 月 1 日もしくは 10 月 1 日とする。
- 3 除籍となった学期に履修した科目の単位が認定されていない場合は、認定する。
- 4 除籍となった学期は、在学期間に算入する。
- 5 復籍後の授業料等の額は、除籍時に適用されていた額とする。

(復籍手続)

第 3 条 復籍を希望する学生は、別表 1 に定める復籍料及び除籍の事由となつた未納の授業料等の額を添えて、第 1 号様式により、除籍を決定された日の翌日から別表 2 に定める大学の指定する日の前日までの間に学長に願い出なければならない。

(教授会)

第 4 条 学長は、前条の願い出があった場合、当該学生の復籍について教授会に諮るものとする。

(復籍の決定)

第 5 条 学長は、教授会に諮り、復籍を認めた場合は、願い出のあった学生及び学生の保証人又は学費負担者に対し、第 2 号様式により通知するものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日大学規程第 35 号）
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

復籍料	5,000 円
-----	---------

別表 2（第 3 条関係）

大学の指定する日	復籍日の前月の最終教授会開催日
----------	-----------------

様式第1号（第3条関係）

復籍願

年　月　日

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学長 殿

復籍を希望する学生

除籍年月日（　　年　　月　　日）
除籍時専攻・学籍番号（　　　　　　）
氏名（自署）印

保証人又は学費負担者

住所〒
氏名（自署）印
続柄

このたび、下記のとおり復籍を希望いたしますので、許可くださるよう保証人又は学費負担者連署をもってお願ひいたします。

記

復籍年月日　　年　月　日

様式第2号（第5条関係）

復籍決定通知

年　月　日

（復籍を希望する学生）様

（保証人又は学費負担者）様

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学
学長（氏名）

年　月　日付けで願い出のありました復籍については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、復籍の承認は今回限りであり、以後は認められませんので十分ご留意ください。

記

復籍年月日　年　月　日